



Title	報告書にみる「スクールカウンセラー活用調査研究事業」の現状と課題：北海道におけるスクールカウンセラー派遣校作成の事業報告書(平成7年～11年)より
Author(s)	明田川, 知美
Citation	公教育システム研究, 1, 53-67
Issue Date	2001-07
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/22055
Type	bulletin (article)
File Information	1_P53-67.pdf



[Instructions for use](#)

報告書にみる「スクールカウンセラー活用調査研究事業」の現状と課題

—北海道におけるスクールカウンセラー派遣校作成の事業報告書(平成7～11年)より—

明田川知美

目次

はじめに

第1章 「スクールカウンセラー活用調査研究事業」の概要

第1節 「スクールカウンセラー活用調査研究事業」について

第2節 スクールカウンセラーの職務と位置付け

第3節 北海道における事業展開

第2章 報告書から見るSC派遣事業の成果と課題

第1節 各派遣校におけるSCの受け入れ体制と位置付け

第2節 報告書にみるSC導入の成果・問題・今後の課題

第3章 考察

はじめに

平成7年度から実施されたスクールカウンセラー活用調査研究事業は、カウンセラーという教師以外の専門家を学校の中に導入する新たな試みである。全国の小・中・高校でスクールカウンセラーの配置が行われ、今年で事業は5年目を迎える。しかし、この事業は学校現場にとってスクールカウンセラーにとって、また教育行政にとって、模索の段階にある。

ここでは、スクールカウンセラーが配置された学校において、スクールカウンセラー導入の成果と課題がどのように捉えているかについて考察した。筆者は1995年から1999年にスクールカウンセラーが配置された北海道の中学校が作成した報告書を集めた。それらの資料をもとに考察をしていく。また、資料検討に加えて、筆者が平成11年度に行った札幌市での調査結果とも照らし合わせて検討を行っていく。この調査では、平成11年度SCが配置された札幌市内5校の中学校で、教師とSCへヒアリング調査、また北海道教育局、札幌市教育委員会へのヒアリング調査を行った。外部の専門家であるカウンセラーを学校に導入し、学校のカウンセリング機能の充実を図ることを目的としたこの事業は新しい試みである。従ってその効果が期待されるとともに学校現場などにさまざまな波紋をもたらしている。今まで学校の中で教師とカウンセラーが連携して活動する機会はほとんどなかった。教師にとっても、カウンセラーにとっても初めてづくしのこの事業である。制度が本当に学校現場で意義あるものとして浸透するためには、教育行政が枠組みをつくりそれを現場におろすだけではいけない。制度導入によって現場ではどのような事態がおこるのかを、現場の視点から検討していく必要がある。その一歩として、スクールカウンセラー導入が学校現場でどのように捉えられているかを検討することに意義があると考え。スクールカウンセラー事業に関しては多くの研究書や事例報告書がだされているが、個別の事例検討でなく、北海道全体を対象として学校現場の声を包括的に検討したものは少ない。そういう意味でここでの検討には資料的価値があると考え。

第1章 「スクールカウンセラー活用調査研究事業」の概要

第1節 「スクールカウンセラー活用調査研究事業」について

平成7年度から文部省事業である「スクールカウンセラー活用調査研究事業」（以下「SC派遣事業」とする）が施行された。この事業は外部の専門家であるスクールカウンセラー（以下 SC とする）を学校に導入するという新しい試みである。ここでは、各都道府県教育委員会に文部省から提示された「スクールカウンセラー活用調査研究事業要綱」にもとづき、事業の目的と要旨をまとめた。（「」内は要綱からの抜粋）。各校での SC の活動期間は2年間。学校側が希望すれば1年毎の期間延長も可能である。SC は週8時間の非常勤体制で活動を行っている。平成12年度は全国の小・中・高校合わせて約2000校に SC が派遣されており、事業は年々拡大している。この事業は「いじめや不登校といった生徒問題の多様化・深刻化に対応」するため、「学校のカウンセリング機能を充実」させることを目的として実施された。臨床心理士などの臨床心理の専門家が SC として選考され、主に生徒指導部など教育相談に関わる校務分掌と連携しながら活動を行っている。

SC 派遣事業を展開するにあたり、文部省と臨床心理士の専門団体によるネットワークがつけられている。学校臨床心理士ワーキンググループは SC 派遣事業をバックアップすることを目的として日本心理臨床学会、日本臨床心理士会、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の3団体によって組織されている。ワーキンググループは各都道府県臨床心理士会へコーディネーターと SC 担当理事を推薦し、ネットワークを作るよう働きかけた。そして各都道府県臨床心理士会に SC 委員会が組織され、教育委員会と協力体制をとるかたちで、SC 派遣事業を展開している。SC 委員会コーディネーターの役割は主に、教育委員会と協力して SC の人選を行うことにある。また、SC と教育委員会とのパイプ役という重要な役割も果たしている。

第2節 スクールカウンセラーの職務と位置付け

SC の職務は、以下4点が「校長等の指揮監督の下に行う」として文部省要綱で明記されている。

- i 児童生徒のカウンセリング
- ii カウンセリング等に関する教職員および保護者に対する助言・援助
- iii 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- iv その他児童生徒のカウンセリング等に監視各学校において適当と認められるもの

SC は派遣校において「生徒指導に関する構内組織等に適切に位置付ける」ことが求められている。つまり SC は生徒問題への対応を学校組織とは別個に行うのではなく、校内組織に位置付けられることが求められている。そして、学校組織の一員として、生徒指導部等の校務文章と連携したうえで学校全体のカウンセリング機能の充実を図るため活動することが求められているのである。

第3節 北海道における事業展開

はじめに、北海道におけるスクールカウンセラー配置校数を確認する。平成7年～10年までは北海道に対して事業予算がつけられていた。しかし平成11年度から政令指定都市へ個別に予算がおりるようになり、11年度からは札幌市は道とは別枠で予算がつくようになった。北海道に

における SC 配置枠（予算枠）は、平成 7 年度は小学校 1 校、中学校 2 校。平成 8 年度は小学校 4 校、中学校 8 校、高等学校 6 校、養護学校 1 校。平成 9 年度は小学校 3 校、中学校 9 校、高等学校 3 校。平成 10 年度は小学校は 2 校、中学校は 7 校、高等学校 6 校。平成 11 年度は小学校は 4 校、中学校は 9 校、高等学校は 9 校。政令指定都市として独自に予算のついた札幌市の平成 11 年度 SC 配置校は、小学校は 2 校、中学校は 4 校、高等学校は 1 校。

SC 派遣事業に関する文部省要綱では SC の選考基準は臨床心理士とされているため、北海道教育委員会、また札幌市教育委員会ともに SC の人選にあたっては臨床心理士を優先に選考していきたい方針だ。しかし、北海道における臨床心理士資格保有者の数は約 100 人と、全学校数よりも圧倒的に少ない。また、勤め先との関連もあり臨床心理士は札幌圏に集中している。そのため、北海道臨床心理士会で SC 事業を推進するためたてられた担当理事の平野氏は「北海道の特徴は広域性とマンパワーの不足である」と述べる（平成 11 年に筆者が行ったヒアリングより）。こうした北海道独自の弱点を克服するため、国費とは別に道が独自で予算をくみ臨床心理士以外から SC を選考する道費事業が行われている。平成 11 年度は小・高等学校合わせて 9 校で道費事業が展開されており、精神科医や大学教官などが選考対象となっている。今後、臨床心理士の確保と同時に、SC としての資質を保持する人材の育成も大きな課題となろう。

政令指定都市である札幌市では、札幌市独自の研修会を開催している。平成 11 年度は 2 回の予定で各区において心の教室相談員の研修会が開かれている。この研修会の特徴は、SC も参加し、相談員との意見交流や情報交流を行っている点にある。今後も政令指定都市ならでわのフットワークの軽さをいかした試みが期待される。

第 2 章 報告書からみる SC 派遣事業の成果と課題

ここでは、平成 7 年度から平成 11 年度までに SC が配置された北海道の中学校 47 校のうち、17 校の中学校が作成した「スクールカウンセラー活用調査研究報告書」を元に SC 導入の成果と課題を整理し考察していく。各 SC 配置校には文部省へ事業展開の概要を記した用紙を提出する義務があるが、ここで扱う報告書とはそれとは別のものである。文部省へ提出義務のある用紙は A4 用紙に 3 枚程度のもので、SC へ相談に来た生徒数や、大まかな相談内容等を明記することになっている。ここで扱う報告書はほぼ A4 版で 40～60 ページ程度の冊子という形態がほとんどである。報告書には、SC の受け入れ体制、SC の位置付け、SC 導入の目的、SC が担当した生徒の相談件数、SC 活動のありかた、の概要。そして、SC 導入の成果・問題点・課題が明記されている。明記された内容の詳しさは学校により差があり、書式もさまざまである。SC 活動、及び教師と SC の連携に関して成功例の概要は若干明記されているものの、失敗例や困難を具体的に明記しているものは見つけられなかった。報告書を教育委員会に提出する可否かは各校の判断にゆだねられている。平成 11 年現在に札幌市教育委員会および北海道教育局へ提出されている報告書は数冊程度にとどまっており、教育委員会が学校現場での事業展開を詳しく把握することは困難だというのが現状である。

第 1 節 各派遣校における SC の受け入れ体制と位置付け

はじめに、SC 導入に際しての学校側の受け入れ体制についての概要を報告書からまとめた。SC 派遣事業のよきあり方は現在まだまだ模索段階である。学校側の SC 受け入れの体制や位置付けも各学校さまざまである。報告書から読み取ることが可能な範囲でそうした多様性と共通性を

あげてみた。

(1) SCを受け入れるにあたっての学校側の取り組み

① SC受け入れまでの経緯

現在、学校側が自発的に教育委員会に要請することによって SC が導入されている。SC の導入を決定するに至った具体的な議論は報告書から読み取ることは出来なかった。しかし、平成 11 年度行った SC 配置中学校 5 校での調査結果では、5 校ともまず学校長が SC 導入の要請をしてはどうかと提案していることがわかっている。

② SC 導入の目的

報告書によると 17 校は共通して「いじめ・不登校等の生徒問題への対応」としている。

③ SC に期待する職務

文部省要綱で定められた 4 つの職務とほぼ一致する。

④ SC の活動場所

17 校全ての学校が従来からある相談室としている。心の教室が完成した学校についてはそこを SC の活動場所としている。職員室に SC の座席があると報告書に明記しているのは 7 校。事業の開始当初は職員室に座席を置くか否かはまちまちであったが、最近はほとんどの学校が職員室に SC の座席を設ける傾向にあることが読み取れる。

⑤ 特別委員会設置の有無

SC 派遣事業の円滑な推進を目的とした特別委員会を設置しているのは 17 校中 4 校であった。

(2) SC の位置付け

① SC の所属分掌

SC の位置付けに関しては、17 校中 6 校が SC を校内組織に位置付ける、もしくは所属分掌を決めている。6 校中 3 校は生徒指導部に、1 校は生徒指導部教育相談係に、1 校は就学指導委員会に、1 校は SC 活用調査研究委員会に SC の所属を決めている。

② SC と主に連携を図る委員会・分掌

SC が分掌に所属していない学校も含め 17 校全ての学校で、SC と密な連携を図る委員会・分掌がある。最も多いのは、生徒指導部か生徒指導部教育相談係で 10 校。次に SC 活用推進委員会や就学指導委員会で 7 校。推進委員会や就学指導委員会には、生徒指導部や教育相談係の教員が所属しているケースが多い。

③ 対外窓口・校内窓口の所在

SC 活用にあたり、対外窓口と校内窓口が派遣校に設置されている。対外窓口は派遣校の SC 担当者代表であり、その役割は教育委員会との連絡調整や、教育委員会主催の SC 派遣事業に関わる連絡会議に出席することである。校内窓口となる教員の主な役割は、SC 活動の日程調整や情報管理、他の教員との連絡調整、また SC 活動内容の把握と調整である。対外窓口の所在は 17 校中 5 校が教頭としており、残り 12 校は無記入であった。校内窓口で最も多いのが生徒指導部の教員で、17 校中 13 校。このうち生徒指導部教育相談係の教員が窓口となっているのが 5 校、5 校中 2 校が教育相談係に所属する教頭となっている。前述の 13 校を除く残り 4 校のうち 3 校は就学指導委員会、1 校は SC 活用推進委員会が校内窓口である。

④ 生徒へカウンセリングを行う際の教師と SC との連絡体制

基本的に生徒は SC と直接コンタクトをとることが可能。しかし 17 校中 5 校が原則的に

委員会や担任を通すこととしている。3校で、SCのカウンセリング活動の内容を確認するため事前・事後の打ち合わせを委員会で持つ。カウンセラーとしてのSCが持つ守秘義務と学校側への情報公開の兼ね合いについての姿勢は、各学校により異なる。SCの関わった事例を報告することを義務付ける学校もあれば、SCの守秘義務を尊重するという形で秘密公開はSCの判断に委ねる学校もある。

第2節 報告書にみるSC導入の成果・問題・今後の課題

報告書からSC導入による成果と問題、そして今後の課題を整理していきたい。17校の報告書のうちSC導入の成果・課題が明記されている14校の報告書をもとに資料整理を行った。成果・課題をあげているのは各校の教師である。報告書からコメントを「」で抜粋した。抜粋した報告書の学校名は（ ）内にA～Nまでの記号で明記する。

(1) SC導入の成果

報告書の資料整理からSC導入の成果は大きく分けて以下の9つに分類できる。

- ① 専門的な援助が可能である
- ② 教師とは異なる立場での援助が可能である
- ③ SCのカウンセリング活動が、生徒問題の改善や予防につながった
- ④ 生徒にとって相談の選択肢と機会が増えた
- ⑤ 保護者への援助と支援につながった
- ⑥ SCの対教師へのコンサルテーション活動
- ⑦ 教師の不安や負担の軽減につながった
- ⑧ 相談室がより機能するようになった
- ⑨ SCのリエゾン機能による成果
- ⑩ 学校の閉鎖的側面の打開につながった

以下ではそれぞれの成果の分類ごとに、どういった意見が報告書に書かれてあるかを整理していく。

① 専門的な援助が可能である（4校）

SC活動が教師の教育活動とは異なり、臨床心理士として専門的な援助活動であることが成果として揚げられている。

- ・ 専門家によるカウンセリングは、我々教師による相談とは全然違い多に効果を上げることができた (C)
- ・ 心の安定化を図れる。SCの存在はひとつの支えとなった。それは、よい結果がでるでないに関わらず、相談できる専門的な人がいるというだけで大きな支えとなり得る (C)
- ・ 教師とは異なり時間をゆっくり取った相談活動ができる。(F)
- ・ 長欠生徒・保護者への心理的支援者として悩みに適切に対応してもらえた (F)
- ・ 専門的あるいは第三者敵立場で心の内をじっくり聴いてもらえることにより、心の安定を得ることができた。その結果、継続してカウンセリングを受ける生徒がいた (I)
- ・ 専門的立場から生徒の悩みに対応できた。(N)

② 教師とは異なる立場での援助が可能である（3校）

SCは教師とは異なり、第三者的立場で相談活動を行えることに効果があると指摘されている。

- ・ 学校とは違った援助ができた (A)
- ・ 利害関係がないため、中立的で客観的に助言でき、助言を聞ける。(I)
- ・ 評定に関わらない相談相手として心が開きやすいため、不登校の生徒がカウンセリングのために登校するようになり、このことによって学校・教師とのつながりを保つことが出来た (B)

③ SCのカウンセリング活動が、生徒問題の改善や予防につながった (8校)

不登校生徒への関わりに成果があったと明記しているのは7校。4校が不登校生徒に限らずSCの関わりが生徒の健康促進と問題の予防に効果があるとしている。

<不登校生徒への関わり (7校) >

- ・ 生徒及び父母との相談で、不登校生徒が別室登校をへて無欠席になった。(E)
- ・ 子どもや父母へのカウンセリングを通して、不登校の改善が見られた。(B)
- ・ 不登校生徒は継続的にカウンセリングを植え、登校できる割合が増加増した。(C)
- ・ 不登校傾向を示していた生徒の登校が増えてきた。(G)
- ・ 不登校生徒や保護者へのカウンセリングで学校へ来られるようになった (J)
- ・ 保護者相談、続いて生徒相談と進めていく中で面談室登校ができるようになったのは大きな成果である (L)
- ・ 担任の勧めでこれまでまったく登校できなかった生徒が相談室へ来られるようになった (H)

<全体の生徒への関わり (4校) >

- ・ カウンセリングをおこなうことで、精神面の一層の健康増進という効果が現れてきた (C)
- ・ 専門的なカウンセリングにより生徒自らが解決の糸口を見つけられた (B)
- ・ SCの気さくな人柄から、問題傾向の大きな生徒が面談室を訪れ、友人関係や進路の相談をする中で落ち着いて授業に取り組めるようになった (L)
- ・ 自傷行為を行う生徒 (複数) に対して、緊急介入的なカウンセリングを行うことで行為の継続をとめることが出来た (N)

④ 生徒にとって相談の選択肢と機会が増えた (10校)

SC配置によって生徒にとって相談できる大人の選択肢が増加したことが指摘されている。

SC配置によって生徒の相談件数が増加したと明記しているのは6校あった。

<選択肢の拡大 (5校) >

- ・ SC導入によって、不登校生徒および悩みを抱えている生徒の選択肢が増えた (G)
- ・ 気軽に話をできる人が1人でも多くいることは、生徒にとって初期段階で不安解消に有効であった (A)
- ・ 生徒にとっても教師以外に相談できる人が学校にいることは心の支えになる (B)
- ・ 生徒と保護者にとっては、学校以外の期間に相談することは大きな結城と決断があるが、学校内にそのような場があると、より気軽に行動に移せる (C)
- ・ 学校内に教師以外に相談できる場がえられた (I)

<相談件数の増加 (4校) >

- ・ 定期的に相談に来る登校拒否の生徒が増えてきた (H)
- ・ 不登校生徒および拒否傾向の生徒への援助・面談活動の増加 (G)
- ・ 相談のため学校に来るようになった生徒も増えつつある (E)
- ・ SCが出勤する日曜日のみ登校していた生徒がカウンセリングを通しながら別室登校ができるようになった事例もある (F)

⑤ 保護者への援助と支援につながった（11校）

5校が保護者にとって相談の選択肢が増えたことをあげている。保護者が相談に訪れやすい理由としては「SCが教師とは異なる存在だから」「外部にある相談機関よりもSCが身近な存在であるから」があげられる。7校が保護者が専門家の存在に安心感を得られたことをあげており、うち2校はSCが教師とは異なる立場であることを強調している。5校が保護者へのコンサルテーション（啓蒙活動）に成果があるとしている。

<保護者の相談の選択肢が増えた（5校）>

- ・ 担任の勧めにより、不登校・いじめ・問題行動生徒の保護者が相談活動に入るケースが増大した（L）
- ・ 保護者が学校内に教師以外に相談できる場が得られた（I）
- ・ 保護者や地域にSCの存在を知ってもらうことができ、不登校生徒をもつ保護者のみならず、小学生の保護者からも相談を受けるようになった。（N）
- ・ 対保護者への教育相談については、相談機関に話をするには少し気が重いか、引っ込み思案になってしまう場面があるが、気軽に相談できる場があったことはとても有意義であった（A）
- ・ 校外の関係機関よりも身近な存在で、教師も父母も相談しやすい（B）
- ・ 保護者の教員とは違う第三者への相談する機会が広がった（C）
- ・ 生徒と保護者にとっては、学校以外の期間に相談することは大きな結城と決断がいるが、学校内にそのような場があると、より気軽に行動に移せる（C）

<保護者の精神的安定につながる（6校）>

- ・ 面談を通じて保護者自身がカウンセラーの人間性にふれ、SCを信用してそのあとも継続的に相談を求めてきている。SCは保護者にとっても良き理解者・相談者となっている（G）
- ・ 学校に担任以外にも、悩みを相談できる人がいることは長期間登校しない生徒の保護者にとって、心強い存在であろうと思われる（K）
- ・ 心理相談員の専門の先生として安心して相談することにより親の不安が軽減された（B）
- ・ 登校拒否生徒を持つ保護者に対してもカウンセリングを行うことにより精神的に安定感が見られた（I）
- ・ 不登校の子を持つ保護者が多数カウンセリングルームを訪れ、SCに悩みを話すことにより、保護者の心理的安定化に役立った（M）
- ・ 保護者のなかには教師というだけで離れてしまう方もいる。そんなときカウンセラーという立場で話をしてくださるので保護者も話を素直に受け入れてくれたこともあった。それは先生の人柄かもしれない。（F）

<保護者へのコンサルテーション活動（5校）>

- ・ 保護者のSCや思春期の心性についての理解が広がった（C）
- ・ 保護者に対して専門家が教師とは別の視点で助言や相談をすることにより、幅広い視野で子どもを見つめられるようになった（E）
- ・ SCに保護者に対して家庭教育におけるアドバイザーとしての役割も担ってもらった。講演会および座談会の実施は保護者から好評を得ており、このような機会を通じて保護者が個人的にSCに相談を求めたり、助言を求めることもあった（G）
- ・ PTA研修会において、SCによる講演をいただき、一層深まりを得てきている。（H）
- ・ カウンセラーだよりを発行してもらうことによって、カウンセリングへの理解と関心が高められてきている（H）
- ・ SCが教師とは別に専門的視野で助言や相談をしてくれることにより、保護者が広い視野で子どもを見つめられるようになった（F）

⑥ SCの対教師へのコンサルテーション活動（12校）

12校が研修会を通して教師へのコンサルテーションに成果があったとあげている。成果の具体的内容について、5校が教師の学習深化を、3校が幅広い生徒理解の浸透を、3校が教師の教育相談技術の向上につながったことをあげている。7校では、教師が日常的にSCへ相談できアドバイスが得られることをあげている。

<研修会を通してのコンサルテーションの成果（12校）>

- ・ 校内研修と指導事例研修会においては、情報の提供、助言など有意義であった（A）
- ・ 教師へのコンサルテーションにより生徒理解、生徒指導の力量や、カウンセリングの技能が高まった（B）
- ・ カウンセリングにおいてSCと教員が連携をとり、不登校や反社会的行動をとる生徒、また学級の集団心理等についても学ぶことができた（C）
- ・ カウンセリングを生かした生徒指導のあり方において、教師も研修の場を通して多くを学べた（J）
- ・ 校内研修会でカウンセリングの目的や基本、子どもの心理や相談の仕方など多くのことを学び、視野を広げることができた（F）
- ・ 専門的立場からの、生徒理解に関わる資料提供や、書籍の紹介などをいただき活用することができた（F）
- ・ 教育相談に関する研修会の開催。教育相談についての理論や技法を設定することができた（G）
- ・ 全体研修の実施や研修資料の作成により、教員のカウンセリングに対する関心が高まった（I）
- ・ 具体的な事例研修を通して、子どもの内面の理解が深まり、子ども本人や親への対応の幅が広がった（B）
- ・ 生徒指導上の問題に大して教育的見地ばかりからではなく、別の考え方や関わり方があることについて理解がすすんだ（B）
- ・ 校内の研修会においての発表を通して、これまでの指導のあり方に幅がでてきたことである。何よりも生徒理解に新しい視点をもたらしてくれた。（C）
- ・ 校内研修会により教員全員が不登校などのせいとし同情の問題に対応するために、カウンセリング技術を習得しそれらを生かそうという姿勢を持つようになった（K）
- ・ 校内意見集によりSCが学校に入った敬意及び役割や仕事内容、ならびに思春期の心の捉え方と生徒との心のつながりの持ち方について全職員で共通理解を図ることができたのではないかとと思われる（L）
- ・ 校内研修やPTA研修会を開催し、保護者や教職員がSCの仕事内容やカウンセリングとはなにかについて理解することができた（M）
- ・ 生徒の実態調査のありかたにつちえカウンセラーの助言を生かしたことにより、教師の生徒を観る視点が幅広くなった（I）
- ・ 校内検取のテーマの中に不登校やカウンセリングをとりいれ、日常の研修活動はもとより、11月の校内研修では模擬カウンセリングやロールプレイングを全員の先生方で取り組み、より実践的な活動ができた（I）
- ・ カウンセリングの校内研修を開催することによって、教師のカウンセラー活用の意義が深められてきている（H）

<日常的アドバイスによる成果（7校）>

- ・ SCの先生の暖かい人柄にひかれ、教員が日常的にアドバイス等を受けられるようになってきている（K）
- ・ 問題に直面したとき、いつでも専門的見地からアドバイスしてもらうことができる（B）
- ・ 職員室に席を置いて教師との日常の交流を多くするようにし、教師の生徒を観る視点が幅広く豊

かになってきた (E)

- ・ 職員室に席をおき、日常的な交流を図る中で各教員が気軽に相談を投げかけ SC からの専門的なアドバイスを受ける場面が多くなった (F)
- ・ 不登校の生徒を抱える担任の悩みの解消や、指導の方向性の示唆をうけるなど指導にいかされている (F)
- ・ SC は生徒がなぜそうしたのか、どういう気持ちだったのかを把握し教師に教えてくださった (F)
- ・ 教職員が生徒指導の悩みについて積極的に SC に相談したり、カウンセリングの仕方について教えていただくことができた (M)
- ・ 教職員のサポート。学級担任・相談係・養護教諭にとって SC がサポート的な役割をはたしていた。得に養護教諭にとって、SC からの情報や助言は保健室での相談活動及び生徒と関わる上で大変有効であった。また他の教師にとっても良き相談者であった (G)
- ・ SC から見た生徒の様子を知ることで、教師自身がより多面的に生徒をとらえ指導に生かすことができた (I)

⑦ 教師の不安や精神的負担の軽減につながった (6校)

SC 配置により教師の精神的負担が軽減され、安心感や自身を得られた成果があると明記しているのは6校であった。その中には SC の助言だけにではなく、その存在だけで支えになるという声もある。

- ・ SC の存在が精神的に大変支えになりました (B)
- ・ SC とのコンサルテーションにより、特に登校拒否生徒を抱えた学級担任の精神的な負担の軽減が図られた。また安心感と自身を持って対応できるようになった (I)
- ・ 役割分担をすることで、精神的にも楽になり、また、少ないエネルギーで効果が得られる可能性がある (N)
- ・ 不登校生徒を抱える担任にとって、専門的立場からの助言を受けることにより、心理的な支えとなった (N)
- ・ 担任1人では行き詰まりに陥りがちなところを助けていただき助かりました (D)
- ・ 教員1人1人が子どもを対応する際の意識が変わるとともに、精神的な余裕を自身に近いものを持てるようになった (K)
- ・ SC の活用によって、教師の精神的な負担の軽減が見られるようになってきている (H)

⑧ 学校の閉鎖的側面の打開につながった (2校)

SC は学校外部から学校に入ってきた教師以外の専門家である。そうした存在の SC 導入によって、学校の閉鎖的側面が打開されたという成果をあげているのは2校。

- ・ 「学校」というある意味で閉ざされた世界の中に、第3者である SC が配置されたことは、学校現場に大きなインパクトを与え教育相談の分野において従来の活動に大きな広がりや新しい可能性をもたらした。つまり今までの“生徒指導としての教育相談”という範疇から脱して、いわゆる“心と心の対話”、生徒たちが抱えている内面の悩みを苦しみをありのままに受け止めるための方向性を示唆してくれたように思われた (H)
- ・ 今までの学校は社会とある面で隔絶された空間であり、そこに教育の分野とは異なる SC が学校に入るということは、学校教育の歴史において画期的な出来事である (C)

⑨ SC のリエゾン機能による成果 (6校)

リエゾン機能とは SC の役割として期待されている活動のひとつであり、SC の行動方針が

明記されている学校臨床心理士ワーキンググループ作成のガイドラインにも、リエゾン機能の重要性が明記されている。外的リエゾン機能とは、学校と外部機関をつなぐ橋渡しの機能であり、内的リエゾン機能とは生徒・保護者・教師などの関係を橋渡しするという機能である。外的リエゾン機能、つまり学校と外部機関との橋渡しの役割を SC が行った成果をあげているのは 2 校。内的リエゾン機能では、教師と生徒・保護者との関係が近くなったり改善されたとしているのは 6 校。

<外部機関と学校とをつなぐ役割・外的リエゾン機能（2校）>

- ・ 保護者が教員には言いにくいことも、専門家ということで他機関につなげられる利点があった (C)
- ・ カウンセリングを足場にその他の機関と連携することもでき事態を好転させるために道が増え、教師も手立てができる (C)
- ・ SC の存在は、学校と他の専門機関をつなぐパイプとしての役割を果たすなど、重要な役割を担うものであったと確信しているところである (H)

<教師と生徒や保護者との関係を近づける役割・内的リエゾン機能（6校）>

- ・ 反社会的行動をとる生徒に対しても、教師と生徒のパイプ役になったり、間接的にカウンセリングが行われるようになってきた (C)
- ・ 学校側と家庭との関係がこじれた場合の仲介役になる (N)
- ・ 不登校の生徒を抱える担任の悩みを理解し、指導の方向性を示唆するとともに、担任と生徒との人間関係の改善を図っている (E)
- ・ 不登校生徒との定期的な懇談がもてたし、長期休業中には、学校でその子たちのお楽しみ交流会を SC が呼びかけ、交流を持つこともできた (F)
- ・ 教師と登校拒否生徒、保護者の関係が、SC の活用によって一層身近なものになり、登校拒否生徒への指導の効果が現れてきている (H)
- ・ SC・保護者・教職員の連携が深まり、お互いを理解しあいながら、生徒の指導に取り組むことが出来た (M)
- ・ 不登校生徒の保護者に、SC が呼びかけ人となり保護者会を持ち、同じ悩みを持った親たちの交流を持つことができた (F)

⑩ 相談室がより整備された、機能するようになった（2校）

SC がカウンセリング活動のため相談室を使用するようになったことで、従来よりも相談室が生徒にとって相談できる場所として機能するようになったとされている。

- ・ 相談室が整備された (I)
- ・ 相談室が生徒にとって気軽に相談できる場所として機能している (H)

(2) SC 導入の問題点と今後の課題

報告書の資料整理から、SC 導入の問題点と今後の課題は以下の 8 点に分類できる。

- ① 非常勤体制では相談活動に限界がある
- ② 教師へのコンサルテーションの機会が十分ではない
- ③ 教師と SC との話し合いや情報交換の時間の不十分さ
- ④ SC の活動・役割・位置付けに関する教員間の共通理解の不足
- ⑤ SC の位置付けや役割の明確化をすべき
- ⑥ SC 活動を学校の教育活動の充実や向上にどのようにつなげていくか
- ⑦ 生徒や保護者へ SC やカウンセリングへの理解促進や相談しやすい工夫
- ⑧ カウンセリングに適した校内の環境整備が必要

① 非常勤体制では相談活動に限界がある（4校）

SCは週1回8時間勤務か、週2回4時間ずつ、どちらかの非常勤体制で活動するケースが多い。こうした常勤ではない勤務体制にともなう活動上の困難があげられている。非常勤体制では生徒や保護者への相談活動に時間的な限界があるとしているのは5校。2校でSCが緊急の介入や即時的関わりができないことを問題としてあげている。

- ・ 常勤でないことにより、問題発生時に即時的に対応できないことがある。その結果SCの対応は慢性的問題を抱えた生徒に限定されがちである（B）
- ・ SCが非常勤のため子どもの相談にすぐ応じられない（B）
- ・ 週8時間の相談時間では不足であり、相談するきっかけが少ない（C）
- ・ 週1回の活用ということで、不登校生徒・保護者の全員と相談活動ができなかった。不登校生徒の保護者とのネットワークづくりが必要である（N）
- ・ 週1回の勤務では指導に限界がある。特に、継続的な指導が必要な生徒、また緊急に対応が必要な生徒に対するカウンセリングは難しかった（I）

② 教師へのコンサルテーションの機会が十分ではない（5校）

教師へのコンサルテーションが行われる研修の機会が十分に確保できなかったことがあげられている。理由としてSCが常勤ではなく時間の確保が困難であること、があげられている。

- ・ コンサルテーションを十分に行える時間の確保ができない状態にある（A）
- ・ カウンセリングの技法は教師が見に付けるべき領域と考えられる。そのために研修会の機会や方法の模索（A）
- ・ SCの限られた勤務では、教師と行うカウンセリングの研修時間の確保が難しい（B）
- ・ 研修の機会をもっと多くしてほしい（B）
- ・ 教師1人1人のカウンセリング資質と技能の向上（E）
- ・ 研修の場が十分に確保できず、教員のカウンセリング技術の向上が十分でなかった（I）
- ・ SC・保護者・教師の連携をますます深めるとともに、保護者・教師がカウンセリング技術を習得できるよう研修する場を設ける必要がある（M）

③ 教師とSCとの話し合いや情報交換の時間の不十分さ（6校）

教師とSCが話し合いを持つ時間の不足という課題をあげているのは6校。校内事情やSCの勤務形態が理由で話し合いの機会や時間が持てないとされている。2校では、SCによる生徒へのカウンセリング後に話し合いの時間を確保できないことをあげている。教師とSCの話し合不足が原因で、情報の共有がなされず不信感や誤解が生じたという意見や、SCと教師の間で情報交換が不十分であったため、互いの指導にギャップが生じたという意見もある。

- ・ SCの勤務形態では、教員や生徒とのコミュニケーションが十分ではない（I）
- ・ SCの勤務の時間帯と教員の授業との兼ね合いでSCと担任、養護教諭等との情報交換の時間が充分確保できなかった。時間の取り方を工夫する必要がある（I）
- ・ 生徒へのカウンセリング後の関係教師との話し合いや連携の時間が十分とはいえず、悩みの種である（A）
- ・ カウンセリング後の教師との話し合いの確保（E）
- ・ SCと教師が話し合う時間を確保する必要がある（B）
- ・ 校内事情もあるが、教員とSCの話し合いの時間が少ない（C）
- ・ SCの勤務形態では現場の実態とは合わず、SCと話し合いを持ちたくても時間が合わないという

- ことが多々あった。十分なコミュニケーションを図れる体制を作ることが必要 (G)
 - ・ カウンセリングの記録を残し、SC と担任と相談係 (養護教諭も含む)、管理職のそれぞれが共通で持つ情報とする。さらにその情報をどこで管理するか明確にする必要がある (G)
 - ・ 担任と SC・相談係と SC との話し合いの時間を確保することが難しい。そのため SC だけが生徒の情報を保持し、その情報が担任やその他の教師に還元されていないと感じられる場面もあり、教員の中に一部不信感が生じた (G)
 - ・ 同時の情報の交換が不十分なため、不登校傾向の生徒に対して SC の指導と担任の指導の間にギャップが生じた。時間の確保と同時に“1 人の生徒をみんなで見ていこう”という意識を高めることも必要であろう (G)

- ④ SC の活動・役割・位置付けに関する教員間の共通理解の不足 (3 校)

SC 配置の経緯や SC の活動・役割・位置付けに関して教員間で共通理解が不足していたことが課題としてあげられている。

 - ・ 当初 SC の動きや役割についてよくわからない部分が多かったため、担任教師との連携に不安があった。関わり方の差で誤解がでてくることもあった。両者の意思の疎通はもちろん、学年団、学校内でも情報の流れについて配慮が当然必要である (G)
 - ・ SC を現場で活用することについては全職員でしっかり話し合いを持ち、現場の要望をふまえ共通理解にたった上で SC を配置することが必要である (G)
 - ・ SC にどの程度の問題を相談してよいのかの共通理解が不足していた (B)
 - ・ カウンセリングにいたるまでの手順や方法が徹底されていなかったため、教員間での共通理解が深まらない中で取り組みがスタートしてしまった (I)
 - ・ 人事異動の関係で教員の半数近くが入れ替わってしまったため、SC 配置までの経緯を理解している先生方が少なくなり、積極的に SC を活用しようという意識がやや希薄だった気がする (I)

- ⑤ SC の位置付けや役割の明確化をすべき (5 校)

SC の役割や位置付けを明確にすべきという課題があげられている。学校の実態に合わせて SC の役割を決める必要があるという意見や、SC の限界を明らかにすることの必要性、SC と養護教諭や担任の役割分担への課題が指摘されている。

 - ・ SC の役割や業務内容についても現場の実態を充分把握し、検討することが必要である (G)
 - ・ 学校の実態にあわせて SC の役割を決める必要がある (B)
 - ・ SC が最も効果的に生きる対象はどのような生徒なのかを明確にすべき。SC の限界はどこなのかを明確にすべき。その上で、他機関との協力関係を構築すべき (C)
 - ・ SC と養護教諭と担任との役割分担についてどのように補い合うのか (D)
 - ・ SC 受け入れ体制に関して、校内での SC の役割や位置付けが不明確であった (I)

- ⑥ SC 活動を学校の教育活動の充実や向上にどのようにつなげていくか (8 校)

SC 活動が学校全体の教育活動とどう連動していくべきかに関わる課題点である。SC と教員との連携体制の徹底、SC 活動をいかに校内体制や教員の力量向上へつなげるかということが課題としてあげられている。また、SC 導入により“SC まかせ”という現象がおきるのではと危惧する意見もある。

＜SC と教員との連携をどう徹底していくかという課題 (5 校) ＞

 - ・ 学級担任を中心として、連携・協力に基づくカウンセリング活動をどう拡大すべきか (A)
 - ・ 担任との連携が悪い (C)

報告書にみる「スクールカウンセラー活用事業」の現状と課題

- ・ 特定の教師とは話し合いを持てるが、全体としての研修や話し合いをもてない (C)
- ・ SCと教育相談担当教師、養護教諭、担任等がより密な連携のもと指導にあたるために指導や連絡体制の確立 (H)
- ・ 個別のケースによって担任・SC・保護者が連携して対応策を立て、具体的な取り組みを進める必要がある (N)
- ・ 個と個のつながりしかなかった (B)
- ・ 教育相談係以外との連携が足りなかった (B)

<校内体制として全体的な教育活動の向上にどうつなげるか (5校) >

- ・ SCに役割を任せて、教師が手抜きをしないように注意しなければならない (B)
- ・ 登校拒否だけでなく、生徒指導全般にわたる援助活動をしてほしい (B)
- ・ 教師の力量を高めることなしに、SCをあてにしているようではいけない (C)
- ・ SCによる助言や援助を生徒指導・学級指導の中にどのように生かすか。校内体制とSCとの効果的なかわり方はどうあればよいか (L)
- ・ 学級経営や生徒指導全般に関わる共同研究の工夫 (E)
- ・ SCの任務が終了した後、学校の指導体制上困ることのなりように、全教員が専門的な知識や技術を研修会等を通して習得する努力を継続させたい (K)

⑦ 生徒や保護者へSCやカウンセリングへの理解促進や相談しやすい工夫 (6校)

生徒や保護者が持つカウンセリングに対する抵抗感を緩和するため、SCやカウンセリングに関する理解を促す広報活動や啓蒙活動、また自由に相談できる雰囲気醸成等の対策が必要だという課題があげられている。SC活動がより多くの生徒や保護者にとって意義あるものとなるために、学校側からそのために働きかける必要があることが指摘されている。

- ・ 一般生徒がもっとSCを活用できる工夫が必要である (N)
- ・ カウンセリングを受けることが特別なことと思われがち傾向を学校内で払拭し、気軽に相談できる雰囲気を醸成する必要がある。自発的に子どもからカウンセリングを望むことはまれで、教師から働きかけても応じることは少ない (B)
- ・ カウンセリングの必要を感じていても、生徒や保護者にカウンセリングに対して抵抗感があり、拒否反応を示すことも見られたので、事前に生徒や父母に対して理解を得られるため十分に啓蒙活動の充実を図る必要がある (I)
- ・ 保護者への広報活動の工夫 (E)
- ・ 当初生徒の意識にはSCに相談するのは特別な生徒だと思っていたようである。また心理的抵抗があったり、話すきっかけのつかめない生徒もいた。SCが学校生の中で自由に生徒に関わったり、自由に相談できるような雰囲気を醸成することが大切。(G)
- ・ いじめ・不登校の子を持つ親が情報交換を行うとともに問題解決への道をSCとともに探ることができる会合を持つ必要がある (M)
- ・ PTA研修会等を通して、一般の保護者にもカウンセリングの実際についての理解を促す必要がある (M)
- ・ 理解や関心を高める必要がある (N)

⑧ カウンセリングに適した校内の環境整備が必要である (3校)

カウンセリング活動に適した環境の整備が課題としてあげられている。校内の構造が障害となってカウンセリングを行うに適した部屋を確保できないことを、3校が困難な点としてあげている。相談室以外でカウンセリングに使用できる場所が確保できないことも原因とし

て考えられる。SCが活動を行う部屋に直通電話を設置することや、人目にあまりつかず玄関や保健室に近いカウンセリング場所の確保が望ましいという意見もある。

- ・ 校舎の構造上の問題で、相談室が人目につきやすい場所にあり、望ましい場所の確保が困難である。直通電話の設置が必要である (C)
- ・ 相談室が別室登校のために使用されていたために、一般性とのカウンセリングができなくなってしまった (F)
- ・ 相談室の位置が保健室からも離れており、玄関からの距離もあったので生徒にも保護者にも不便であった。場所としては保健室に来る生徒の中にはカウンセリングの必要な生徒も多いので、理想としては保健室の隣や中にあるのが良い。保護者には、玄関からさっと入れるくらいの場所に設置するのが望ましい。電話は一度職員室を通るので掛けずらいとの保護者の声もあった (G)
- ・ 場合によって各種の検査用具や教材等も準備しておくべきである (G)

第3章 考察

<2章の分類>

●SC導入の成果

- ① 門的な援助が可能である
- ② 教師とは異なる立場での援助が可能である
- ③ SCのカウンセリング活動が、生徒問題の改善や予防につながった
- ④ 生徒にとって相談の選択肢と機会が増えた
- ⑤ 保護者への援助と支援につながった
- ⑥ SCの対教師へのコンサルテーション活動
- ⑦ 教師の不安や負担の軽減につながった
- ⑧ 相談室がより機能するようになった
- ⑨ SCのリエゾン機能による成果
- ⑩ 学校の閉鎖的側面の打開につながった

●SC導入の問題点と今後の課題

- ① 非常勤体制では相談活動に限界がある
- ② 教師へのコンサルテーションの機会が十分ではない
- ③ 教師とSCとの話し合いや情報交換の時間の不十分さ
- ④ SCの活動・役割・位置付けに関する教員間の共通理解の不足
- ⑤ SCの位置付けや役割の明確化をすべき
- ⑥ SC活動を学校の教育活動の充実や向上にどのようにつなげていくか
- ⑦ 生徒や保護者へSCやカウンセリングへの理解促進や相談しやすい工夫
- ⑧ カウンセリングに適した校内の環境整備が必要

ここでは2章の検討をしていく。その際ひとつの視点として「個別と全体」という視点を用いて検討していきたい。報告書のSC導入の成果と課題の分類を見直してみるとある特徴に気づく。その特徴とは“個別の事例では成果しているが、SCは学校全体にしっくりなじんでいない”というものだ。上記の成果と課題の分類を見てみると、成果では個別のケースに対し効果的に働くSC活動があげられているが、課題では学校全体の相談活動体制には効果的に機能していない点

があげられている。例えば校内研修に関して言うと、個別の校内研修は成果があると評価されているのだが、全体的な研修回数不足が課題点としてあげられている。生徒のカウンセリングに関しても、個々のケースごとには成果があると評価されているが、学校全体の活動として捉えた場合には、SC と教師との情報交換の不足や時間的限界が課題として指摘されている。これは、カウンセリングや校内研修といった直接的な関わりでは成功していても、間接的な関わりによって学校全体の体制に良い影響を及ぼすといった SC の学校全体への浸透度が低いことを表している。それは教師に「SC はつかみどころがない」という気持ちを起こさせ、SC には「居場所がない」という感覚をもたらす。筆者が、平成 11 年度 SC 配置校である札幌市内の Z 中学校で行ったヒアリング調査で、ある教員から「SC は何がしたいのよくかわからないし、何をしているのかもよく知りません。・・・私自身、SC が来るというので過大な期待をしていた節もあります。」と伺ったことがある。Z 中学校では SC の発案により不登校生徒の父母による集まりが持たれたり、意欲的な SC の活用がなされている。しかしその一方で SC の活動がよく見えないと思っている教員もいる実態がある。おなじく平成 11 年度 SC 配置校である Y 中学校の SC は「SC は教師にも生徒にもかたよらない中立の立場で活動をしますから、どうしても孤立しやすい立場にあります。ですから私は保健室と生活指導の先生とは関係を維持しようと努めています。」と述べている。SC は学校の中で居場所を確保するための努力が要求されている現実がある。この SC 派遣事業の主旨は、SC が個別のカウンセリング活動を行うだけでなく、SC が学校体制の一員として活動することで学校全体のカウンセリング機能を充実させることにある。しかし、学校という組織に浸透して活動するようという教育行政の期待に反した現実がある。

学校現場に SC がなじみにくいさまざまな要因が指摘されている。筆者の行った調査から、①時間的制約②カウンセラーと教師の専門性の相違③スクールカウンセラーという職種の定義の不明確さ④校内組織への位置付けの不明確さ⑤学校の機能の再確認の不十分さ、が大きな要因としてあげられる。①の時間的制約であるが、SC の活動期間である週 8 時間で 2 年間の勤務、という形態では教員と SC との相互理解に費やす時間が少なすぎる。教員と SC が生徒支援のための効果的な協力関係を結ぶためにはまず相互理解と信頼関係が必要だが、時間的制約というハードルが高すぎる。また、学校現場では即時的な対応に迫られる事態が多く発生するため非常勤のままでは活動に限界がある。②のカウンセラーと教師の専門性の相違であるが、カウンセラーはその専門性から個人を対象として、事象よりも原因を問題にする。しかし、教師は集団を相手に、事象に対処するため、両者は活動の視点や目的や方法が異なる。そのため相互に理解困難な状況がしばしば生まれる。③SC という職業は日本ではまだ確立されていないため、またその職務や限界が広く認識されていない。そのため SC に過度の期待を抱いたり、反対に不信感を持つ教員も少なくない。④校内組織への位置付けの不明確さである。職員会議は学校組織を運営していくときに大きな決定権を持つ。SC が職員会議に出席する場合もあるが、決定権は持っていない。また、教員には公務員法により守秘義務があるため、それを理由に SC を職員会議に出席させない学校もある。また、中学校の場合学年ごとの団結が強く、学年単位で問題解決にあたるという場合が多い。SC は非常勤のため管理職や学校事務職員と同じ第 4 学年に所属する場合が多い。SC と教員は学校の中でともに働いているのだが、SC は立場が教員とも外部者とも異なり非常に曖昧である。⑤学校の機能を再確認すること、と SC の導入の議論は切り離せない。SC の立場と位置を学校の中で確立していく際、学校で職務の分化がいかになされるかが問題になるだろう。そもそも学校の負うべき機能とは何か、教員の資質・専門性とは何かということを議論しなければ、教員の手には負えない問題は SC へ、というたらいまわしの事態が起きる可能性がある。

SC 活動によってもたらされる個別の成果と効果をそこなわず、いかに学校全体に SC が効果的に浸透していくのか、が今後の大きな論点である。